

静岡県告示第111号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和2年2月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社BELLSインターナショナル	藤枝市清里一丁目16番地の28	GO TOWN	駿東郡清水町伏見616番地1-1階	令和2年2月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
株式会社愛和会	富士宮市宮原377-1	こばんはうす さくら 富士宮教室	富士宮市宮原363-62	令和2年2月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
有限会社スターワールド	静岡市葵区追手町7番1号	スタジオプレアデス	焼津市本町1丁目2-4 焼津本町一丁目ビル2F	令和2年2月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
タップ株式会社	袋井市中新田35番地	放課後等デイサービスひまわり袋井山梨校	袋井市下山梨1丁目14-11	令和2年2月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外